

トンネル工事で鋼製支保工の転倒事故が発生！

【事故概要】 トンネル掘削において、段取り替えにあたり作業性を考慮し、仮置き架台にある鋼製支保工（高さ1.5m、長さ11.5m、重量358kg）を別の仮置き架台に移動することとなった（※事前に定められた作業手順に、仮置き架台間の移動はなかった）。鋼製支保工の吊り上げには、重機（バックホウ）を使用したが、吊部がバケットであったことから、鋼製支保工が外れ、落下し重機側に転倒した。それと同じ瞬間に、重機の後方で別作業に従事していた作業員（被災者）が、重機の部品（ミラー）が重機の側方に落下しているのを見つけ、拾おうと近づいたところ、転倒してきた鋼製支保工に左足を挟まれた。

【被害状況】 1次下請け作業員 左足脛骨及び腓骨の開放骨折、粉碎骨折（休業見込90日）

【主な要因】 ① 作業の手順を守らず、手順と異なる方法で作業を行った（事前に定められた作業手順には「鋼製支保工の仮置き架台間移動」はなかった）。
② 重機のバケットで鋼製支保工を吊り上げた（重機の用途外使用）。
③ 重機作業範囲内の立入禁止措置ができていなかった。

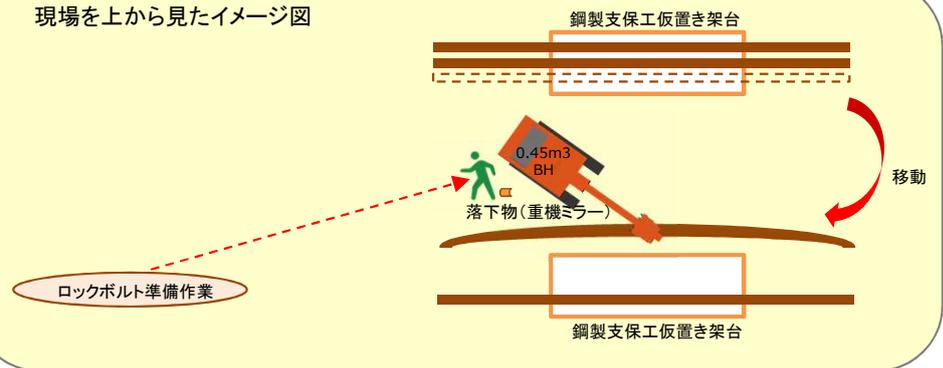
法令遵守で 事故を防ぐ！

当該工事現場では、労働安全衛生規則第155条「作業計画」や第158条「接触の防止」、第164条「主たる用途以外の使用の制限」に記載の事項が徹底されていませんでした（※下段参照）。

関係法令の遵守は事故防止への第一歩です。今一度、それぞれの現場について安全点検、確認を行うとともに、工事に従事する全ての関係者に対し、徹底した安全教育を行い、事故を防止に努めましょう！



現場を上から見たイメージ図



労働安全衛生規則、知ってますか？

「労働安全衛生規則」とは、**職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とした労働安全衛生法に基づく労働省令**で、安全衛生管理体制、労働者の危険又は健康障害の防止、労働者の健康管理などに関し、**事業者が講ずべき措置の具体的内容を中心に規定しているもの**です。なお、上記記載の3つの条項（同規則第2編安全基準 第2章建設機械等）には、以下のような内容が記載されています。

<第155条「作業計画」>

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画による作業を行わなければならない。

<第158条「接触の防止」>

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある場所に、労働者を立ち入らせてはならない。

<第164条「主たる用途以外の使用の制限」>

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。



お盆時の注意点

お盆は帰省シーズンであり、普段に比べて工事を行っていることを知らない人が増えるだけでなく、帰省中の子供が誤って工事現場に入り込み、けがをする場合も十分に考えられます。容易に人が入り込めないよう、しっかりと対策を講じましょう。

- バリアード、看板等の安全設備の充実を図り、**立入禁止区域を明確にする**。
- 小さな子供にも分かりやすいよう、イラストやひらがなを使った**進入禁止ステッカー**を用いるなど、**見る側に立った工夫を行う**。
- 作業している現場であれば、警備員等を配置する。
- 歩道部に工事車両出入口を設置する場合には、交通誘導員等を配置する。
- お盆時期は夜間に出歩く機会も増える傾向にあるため、チューブライト等、**夜間対策も検討し、工事現場であることを明確にする**。



お盆時は工事現場自体の休止も考えられます。長期間休止する場合は、休止前に場内の点検を行い、資機材や危険なものを片付けましょう。飛散しそうなものがあれば、括り付ける等の対策を行い、整理整頓を心掛け、事故が発生しないように十分に注意をお願いします。

これらに加えて、長期間現場を留守にすると盗難発生のおそれもありますので、出入口の施錠を確実にし、現場パトロールを実施する等、十分な注意をお願いします。また、緊急時の連絡先等に変更や誤りがないか、今一度確認するようにしましょう。



熱中症にご注意を！

近畿地方もようやく梅雨明け、本格的な夏を迎えると同時に、熱中症による事故が増加するシーズンとなりました。昨年度の直轄工事における熱中症被害は5件と比較的少なく、幸いにも大事に至るケースはありませんでした。今年は、長梅雨の影響もあり、7月末時点における熱中症発生件数は1件にとどまっていますが、コロナ対策に伴い、熱中症リスクは高まる傾向にあり、例年以上に注意が必要です。

※熱中症対策の詳細については、ニュースレターあんぜん5月号もあわせてご覧ください。

熱中症予防・対策に対する近年の直轄における取り組み

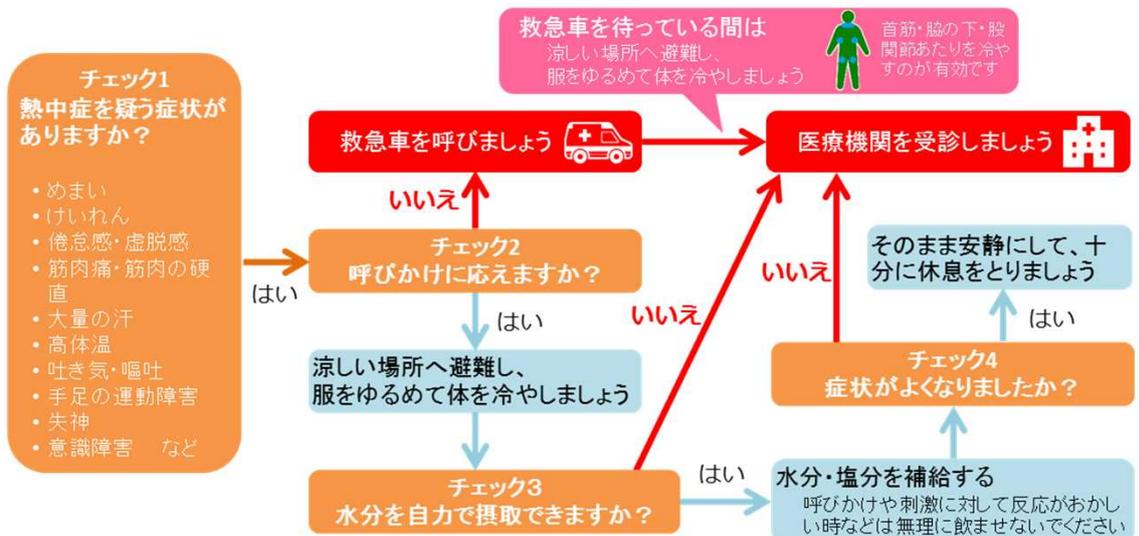
- 土木工事安全施工技術指針の改定（H29～）
→熱中症対策として、「高温多湿な作業環境下での必要な措置」の項目を新設。
- 現場環境改善費への明記（H29～）
→安全関係の計上項目として「熱中症予防」が含まれることを明記。
- 熱中症対策に係る現場管理費の補正（H31～）
→屋外作業の工事を対象に工事期間中の真夏日日数に応じて現場管理費を補正。

その他、建設現場における熱中症対策事例集やリーフレットを作成し、熱中症予防について呼び掛けています！



熱中症かな？と思ったら・・・

熱中症の疑いがあるときは、以下のように対処しましょう。



参考：熱中症予防情報サイト（環境省）

★今年度も各地で安全協議会、始まっています★

7月下旬より、各地で工事安全協議会がスタートしています。8月も福井、淀川、奈良、豊岡エリアで、定員の削減やWEBでの開催など、3密を避けた開催方式を検討のうえ、開催予定です（福井エリアは8/3開催済み）。

参加される際には、体調チェック及びマスク着用にご協力ください。体調がすぐれない場合は、参加をお控えください。

